

令和3年6月22日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

住宅用火災警報器設置・交換促進ポスターの掲出について(御依頼)

向夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年が経過し、交換が必要な住宅用火災警報器が増加しています。

つきましては、住宅用火災警報器設置・交換促進ポスターを6月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

また、自動火災報知設備設置の対象外となっている共同住宅につきましては、地域を選定してチラシを配布させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

1 掲出期間

令和3年6月下旬から7月下旬

2 掲示物

住宅用火災警報器設置・交換促進ポスター

3 地域における防災指導・消防訓練の実施につきましては旭消防署総務・予防課又は各消防出張所へ御相談ください。

旭消防署 総務・予防課	951-0119		
さちが丘消防出張所	367-0119	都岡消防出張所	952-0119
南本宿消防出張所	353-0119	若葉台消防出張所	921-0119
市沢消防出張所	381-0119	今宿消防出張所	366-0119

【担 当】

旭消防署総務・予防課 千原・小川
連絡先 (951) 0119 (内線 22・32)



ピー〜〜...
イ〜〜...
かじです...かじで...

とりかえましょう

あなたのために

家族のために...

**住宅用火災警報器の
寿命は約10年です。**

旭消防署・旭消防団・旭火災予防協会